解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

宮崎県都城市丸谷町一一四五番地二

宮崎高原ファーム株式会社

代表清算人　宮地　亨

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

鹿児島市天保山町二三番一―九〇七号

西南総研有限会社

清算人　久留須弘美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

札幌市中央区大通西一六丁目二番地北海道浴場会館一階

社団法人北海道生活衛生同業組合連合会

代表清算人　小池　広昭

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

北海道旭川市花咲町四丁目二二七二番地二〇

社団法人旭川公共嘱託登記司法書士協会

清算人　上村　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

北海道江別市野幌町三三番地の一

社団法人野幌報徳会

代表清算人　樺澤　吉郎

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

青森市堤町二丁目一番一号

財団法人青森県コミュニティ運動推進協会

代表清算人　吉田　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

宮城県仙台市青葉区五橋二丁目一二番二号

仙台市福祉プラザ内

財団法人仙台市障害者福祉協会

代表清算人　渡邉　純一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

茨城県水戸市笠原町九七八番地四六

財団法人茨城県教育弘済会

代表清算人　海老澤利光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月十八日開催の臨時総会の決議により栃木県知事の許可を受け平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

社団法人小山工業団地管理協会

清算人　諏訪　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十七日開催の理事会において解散の決議を行い、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県福利厚生会

清算人　白土　茂文

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県職員互助会

清算人　齋藤　繁

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年三月十二日に群馬県知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

群馬県前橋市上細井町八一九番地五

上細井土地改良区

代表清算人　長谷川富雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の平成二十三年度第二回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県環境保健組織連合会

代表清算人　青木　正

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

千葉県長生郡長生村七井土一四五二番地

社団法人長生農業管理センター

代表清算人　田中　豊彦

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

千葉県銚子市若宮町一番地の一

財団法人銚子市育英会

清算人　房州　洋一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一八番四号

財団法人アリオン音楽財団

清算人　江戸　京子